

情報掲示板

文字の見方

時＝日時 費＝費用
場＝場所 必＝必要なもの
対＝対象 申＝申込方法
定＝定員 問＝問合せ先

市政情報総合案内コールセンター
京都いつでもコール
 受付時間 午前8時～午後9時(年中無休)
 ☎(075)661-3755、FAX (075)661-5855
 電子メール (以下のホームページから)
 パソコン http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000012821.html
 携帯電話 http://www.city.kyoto.jp/koho/mv/cc/

申請・手続き

国民健康保険、後期高齢者医療制度からのお知らせ

特別徴収(年金からの引落とし)により保険料を納付されている方は、4月から平成25年度保険料の仮徴収が始まります。

平成25年2月に平成24年度保険料を特別徴収により納めていただいている方は、原則として、平成25年度分保険料も引き続き特別徴収により納めていただきます。

4、6、8月の各月は、平成25年2月と同額を特別徴収により納めていただき(仮徴収)、国保は6月に、後期高齢者医療制度は7月に決定する年間保険料の額から仮徴収額を除いた額を10月、12月、平成26年2月の3回に分割して納めていただくこととなります(本徴収)。

口座振替により今後の保険料を確実にお支払いいただける方は、保険年金課へのお申し出により、口座振替による納付に変更することができま。ご希望の方は、保険年金課への口座振替の申込みと併せて納付方法の変更をお申し出ください。保険年金課へのお申し出後、3～4箇月後に特別徴収が停止されます。

就職、引っ越しのシーズンです。国保の届出も忘れなく。

職場の健康保険の被保険者の方とその被扶養者、生活保護を受けている方または後期高齢者医療制度の被保険者の方以外は、国保に加入しなければなりません。次のようなときは国保の届出が必要です。該当したときから14日以内に担当課へ届出をしてください。

- 国保へ入るとき
- ①退職などで職場の健康保険や国保組合をやめたとき。②入国及び他の市町村から転入したとき。
- 国保をやめるとき
- ①就職などで職場の健康保険や国保組合にはいったとき。②出国及び他の市町村に転出するとき。
- ※加入の届出が遅れた場合、保険料はさかのぼって(最長2年)納めていただくこととなりますが、その間の医療費については原則として全額自己負担となりますのでご注意ください

さい。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

新しい高齢受給者証を3月下旬にお送りします。

70～74歳の方で一部負担金の割合が「1割」の方(「3割」の方は除く)は、平成25年4月から「2割」負担に引上げられることとなっていました。平成25年4月～平成26年3月まで、「1割」負担のまま据え置きとなります。☎区保険年金課資格担当(☎592-3105)

平成25年3月は、平成24年度分保険料の最後の納付月です。必ず納期内に納付してください。

災害その他の特別な事情もなく保険料を滞納している世帯に対しては、財産などについて調査し、給与、預貯金、不動産、生命保険、年金などの財産を差し押さえます。保険料の滞納がある場合は至急納付してください。また、保険料を納めることが困難な事情がある場合は、すぐに保険年金課までご相談ください。☎区保険年金課徴収推進担当(☎592-3107)

母子家庭自立支援給付金事業

市内在住の母子家庭の母の就業に向けた能力開発のため、次の給付金事業を行っています(所得制限あり)。

- ①自立支援教育訓練給付金事業
厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した場合、受講費用の20%(上限10万円、下限4千円)を支給する事業です。☎受講開始前。
- ②高等技能訓練促進費等事業
看護師(准看護師を含む)等の資格取得のため、2年以上のカリキュラムを修業する場合に、2年間に限り給付金を支給する事業です。(平成24年度実績)

○市民税非課税世帯…10万円/月と5万円の修一時金。
○市民税課税世帯…7万5000円/月と2万5000円の修一時金。
☎受講開始後に申請。
※申請を受け付けた日の属する月の分から支給となります。
※必ず事前にご相談ください。
☎区支援課支援第一担当(☎592-3247)

■京都市重度障害者タクシー利用券の継続交付について

平成24年度分京都市重度障害者タクシー利用券の有効期限は平成25年3月31日となっており、4月以降はご利用できません。4月以降も引き続きタクシー利用券をご希望される方は、印鑑(朱肉用)、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのうえ、3月25日以降に平成25年度分の交付申請を行ってください。なお、タクシー利用券は、1月当たり4枚を基準に、申請月以降の分をまとめて交付するため、5月以降に申請すると、交付枚数が減りますのでご注意ください。☎身体障害・知的障害の方/区支援課支援第二担

当(☎592-3243)、精神障害の方/区保健センター健康づくり推進課(☎592-3479)

■老人医療費受給者証をお持ちの方へ

平成25年3月31日まで有効の福祉医療費受給者証☎をお持ちの方に対し、区福祉介護課から、平成25年7月31日まで有効の受給者証を3月中旬に送付します。現在ご使用中の受給者証は、平成25年4月1日以降、使用できませんのでご注意ください。☎区福祉介護課福祉医療担当(☎592-3218)

相談

■無料法律相談

時毎週水曜日(閉庁日を除く)13:15～15:15。☎区第2会議室。定15名。
☎当日8:30から整理券配布。先着順。
☎区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■無料行政相談

時4月11日(木)13:30～16:00。☎区第2会議室。☎区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■行政書士による市民困りごと無料相談

時4月16日(火)14:00～16:00。☎区第2会議室。☎京都府行政書士会第6支部事務局(☎583-3230)

イベント・講座

■山科図書館(☎581-0503)

※開館時間/10:00～19:30(土・日・祝は～17:00)。休館日/火曜日(祝日の場合翌平日)と第2・4水曜日。
おたのしみ会
時3月23日(土)11:00～。
絵本の読み聞かせ/パネルシアター
よんでよんで赤ちゃんの会
時4月1日(月)11:00～。
赤ちゃん絵本の読み聞かせ

[子ども読書の日]おたのしみ会
時4月14日(日)11:00～。

時4月15日(月)(赤ちゃん向け)11:00～。

テーマ図書の展示と貸し出し

4月 一般書「春」/えほん「しぜん」

絵の展示(幼児コーナー)

4・5月は、山科幼稚園児の作品。
■移動図書館[こじか号]巡回(☎801-4196)

3月25日(月)

10:00～10:50 郷西野山分譲集会所前

11:10～11:40 郷山階南小学校

13:00～13:40 郷陵ヶ岡小学校

3月27日(水)

10:00～10:40 郷大塚小学校

11:00～11:40 郷大宅小学校

募集

■山科青少年活動センター(☎593-4911、FAX593-4916)

新中学1年生のみなさんへ

中学生は無料で使える施設です。入学したらぜひ一度、やませいに来てね!

- ①自習室 開館時間中
- ②スポーツルームフリータイム(卓球)

時毎週土曜日の15:00～17:00
※①・②とも、郷同センター。☎市内在住または通学先のある中学生。費無料。☎不要(直接来館)。

案内

■献血会

時3月22日(金)10:00～11:30と12:30～16:00。☎郷山小学校。

時4月4日(木)10:00～11:30と12:30～16:00。☎スーパープレスコ山科店変形交差点角。

時4月15日(月)10:00～12:00と13:30～15:30。☎午前：四ノ宮郵便局 午後：小金塚集会所。☎区保健センター管理担当(☎592-3474)

春の全国交通安全運動 スローガン 思いやる 心で走ろう 京の春

- ★自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ★全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ★飲酒運転の根絶
- ★悪質・危険運転の追放
- 問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

■原動機付自転車、軽自動車等の廃車申告等はお早めに■

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車等の所有者(所有権留保の場合は使用者)に課税されます。譲渡、廃棄、盗難等により、原動機付自転車や軽自動車等を所有していない場合は、4月1日(月)までに必ず下記の申告先に廃車及び異動の申告をしてください。期日までに申告がない場合は、平成25年度以降も軽自動車税が課税されますので、ご注意ください。

車種	申告・お問合せ先
原動機付自転車(125cc以下のバイク及びミニカー)及び小型特殊自動車(フォークリフト、農耕作業用のものなど)	区市民税課(☎592-3112) 市納税推進課(☎213-5467)
3輪・4輪の軽自動車	軽自動車検査協会京都事務所(☎671-0928)
125cc超250cc以下のバイク(廃車時)	京都府軽自動車協会(☎691-6516)
125cc超250cc以下のバイク(廃車以外の変更時)	京都運輸支局(☎050-5540-2061)

■大宅中学校夜間校庭開放事業 平成25年度使用登録団体を募集



昼間にスポーツをする時間がない社会人の皆様にスポーツを楽しんでいただくとともに、地域のスポーツ振興を図るため、大宅中学校で夜間校庭開放事業を実施しています。施設を利用し、スポーツで心地よい汗を流し

- てみませんか。
- 使用時間/午後7時～9時
- 費用/500円(1時間)
- 施設で行えるスポーツ/ソフトボール、グランドゴルフ、フットサルなど
- ご利用には、事前の団体登録が必要です。お住まいの学区の体育振興会にお問い合わせください。
- 問合せ先/区まちづくり推進担当(☎592-3088)

犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の飼い犬は、生涯一度の登録と毎年一回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

次の日程で、登録と予防注射を行いますので、犬を制止できる方が犬にリードなどを付けてお越しください。

また、犬の散歩時には必ずビニール袋などを携帯し、責任を持ってフンの後始末をしてください。

- 費用/注射のみ：3,300円
- 登録と注射：6,900円
- 問合せ先/区保健センター衛生課(☎592-3486)

固定資産税の縦覧について

固定資産税の納税者の方が所有されている資産の評価の確認をしていただくため、固定資産(土地、家屋)の価格の縦覧を行います。

- 期間/4月1日～4月30日
- 時間/午前8時30分～午後5時(土・日・祝日除く)
- 場所/資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課)
- 対象者/固定資産税の納税者(所有者)、相続人、納税管理人及びその代理人(土地の所有者は土地縦覧帳簿、家屋の所有者は家屋縦覧帳簿を縦覧できます。)
- 必要なもの/○納税者(所有者)：納税通知書(ない場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要)
- 相続人：戸籍謄本等及び本人確認書類
- 代理人：委任状及び本人確認書類
- 審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。
- 問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

市税関係証明の交付について

次の証明が必要なときは、運転免許証、年金手帳、パスポートなどの本人確認書類(法人の場合は、請求に来られる方の本人確認書類と代表者印)を持って、区役所(支所)のそれぞれの窓口へ請求してください。(代理人の場合は、他に委任状が必要)。

- 住宅用家屋証明は物件の所在地の区役所(支所)で、それ以外の証明は市内のすべての区役所等で交付請求できます。
- 所得証明、課税証明、評価証明、納

登録及び予防注射の日程

実施日	実施会場名	実施時間
4月2日(火)	鏡山小学校	午後2:00～3:30
	四ノ宮地藏堂	午後1:30～2:30
4月3日(水)	諸羽神社児童公園	午後3:00～4:00
4月4日(木)	山階南小学校	午後2:00～3:30
4月5日(金)	勸修小学校	午後2:00～3:30
4月8日(月)	花山中学校	午後2:00～3:30
4月9日(火)	音羽小学校	午後2:00～3:00
4月10日(水)	陵ヶ岡小学校	午後2:30～3:00
4月11日(木)	大宅小学校	午後2:00～3:30
4月12日(金)	百々小学校	午後2:00～3:30
	理容あかつき 駐車場	午後2:00～3:00
4月15日(月)	音羽川小学校	午後1:30～2:30
	山階小学校	午後3:00～4:00
4月16日(火)	小野自治会館	午後2:00～3:00
4月17日(水)	大塚自治会館	午後2:00～3:00
4月18日(木)	小金塚集会所	午後2:00～3:00
4月19日(金)	山科保健センター	午後2:00～3:30

※平成25年度は、安朱小学校での予防注射を諸羽神社児童公園に変更しました。

納税通知書(ない場合は、運転免許証、健康保険証等の本人確認書類が必要)

- 相続人：戸籍謄本等及び本人確認書類
- 代理人：委任状及び本人確認書類
- 審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。
- 問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

税証明(市・府民税、法人市民税、固定資産税)等…市民窓口課(証明書発行コーナー、出張所)へ(機械端末から発行できないものについて、市民税課(課税課)などで取り扱う場合があります。)

- 納税証明(軽自動車税)…市民税課(課税課)へ(市納税推進課でも交付請求できます。)
- ※納税証明書を請求されるときは、念のため領収書をご持参ください。
- 住宅用家屋証明…物件の所在地の市民税課(課税課)へ
- 問合せ先/区市民窓口課(☎592-3094) 区市民税課(☎592-3112)

第10回京都環境賞受賞式が行われました

今年1月31日(木)、地球温暖化防止や循環型社会の形成など環境保全を目的とした先進的な活動をされている7団体が表彰状を授与されました。区内では次の2団体が受賞されました。

京都環境賞特別賞(環境教育賞)

京都市立東総合支援学校 高等部ワーク農園班
先生と生徒が協力し合い、清掃で集めた枯葉や給食等の残飯を利用して堆肥を作り、その堆肥で育てた無農薬野菜を地域で販売されています。近くでとれた安全でおいしい野菜は、輸送コストもかからないため環境にやさしく、地域の方にも好評です。また、販売を通じて地域の方と生徒の皆さんとの交流も深まっています。

京都環境賞奨励賞

山科美化推進企業協議会
区内37企業で構成されており、毎年、春と秋に区内の河川清掃を実施されています。以前は魚も住めなかった川にホテルが飛び交うまでに回復するなど地域環境の改善に貢献されています。他の行政区のモデルにもなる取組で、山科区2万人まち美化作戦や区民まつりなどにもご協力いただいています。

「みんなのエコアクション!山科」

専門家を交えた選考会において入賞された取組を紹介します。皆さんもこれらの取組を参考として、地球環境にやさしい生活を実践してみませんか。

個人部 最優秀賞

「私の生活?・・・エコアクション」
南江 能子さん
①二重窓の設置と冬は厚手のカーテンを、夏は夜はツインファンの取付けで冷暖房費の抑制
②ホットカーペットの下にアルミシートを、台所には防音カーペットを敷き、夏にはアルミ製のすだれを使用
③ストーブの上にやかんを置き、煮物や湯たんぽに活用。残り湯は洗濯に使用
④着なくなった着物をリフォーム。車の使用は控え、できるだけ歩くように心掛ける。
●取組効果/夏は涼しく、冬は暖かく過ごせ、冷暖房費の節約につながった。歩くことで環境にも健康にも良い効果があった。

優秀賞

「DO YOU ANSHU? 安朱の環境を守っていますか?」
京都市立安朱小学校
環境教育の一環として、地域の環境保全やエコ化など身近な取組を通して、環境への意識を高めるため、ポスターやマスケットキャラクターを作成し、地域・家庭・学校が連携して推進した。
・校内で節電・節水の取組の呼びかけ
・ペットボトルのキャップ回収
・給食時に使用したペーパータオルを床の拭き掃除等に活用
●取組効果/学校内のみならず地域や家庭にもDO YOU ANSHU?の取組が根付いてきた。

団体・地域・企業部 最優秀賞

「みんなのエコアクション!山科」
●審査の申出/固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間に、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。受付窓口は、資産所在地の区役所・支所の固定資産税課(課税課固定資産税担当)です。
●問合せ先/区固定資産税課(☎592-3164)

優秀賞

「エコ活動でニコニコ笑顔 ゴミ再利用の“とれとれ野菜”」
村田 りつ子さん
①葉の大きい冬瓜で緑のカーテン作り
②みかんの皮は天日干しにして、その皮を入浴剤代わりに使用
③古着でエコバッグ作り
④土のう袋に土、ぬか、生ごみを混ぜて作った堆肥を野菜作りに活用
●取組効果/緑のカーテンの効果で光熱費にも効果有。手作りのエコバッグの使用や生ごみの堆肥化でごみの減量に効果有
●問合せ先/市民ぐるみ運動山科区推進本部事務局 区まちづくり推進担当(☎592-3088)